

南幌町地域福祉計画



令和7年3月
南幌町

はじめに



我が国は、急速に進む少子高齢化により、世界的に類を見ない超高齢化社会を迎えています。地域では、担い手の減少や単身世帯増加など地域や家族のつながりが希薄する中、社会的孤立や制度の狭間にある課題に解決していくためには、これまでの「支え手」や「受け手」といった固定的な関係を超えて、誰もが役割を持ち活躍することのできる地域共生社会の実現に向けた対応が求められています。

本町においては、近年、南幌ニュータウンみどり野の分譲販売が好調であることから、子育て世帯の移住が進んでいることや、中央公園内の「子ども室内遊戯施設はれっぱ」の利用が好調なことから、子どもたちの賑やかな声であふれています。

このような状況から、今回策定しました「南幌町地域福祉計画」は、「いつまでも、住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の基本理念の実現に向けて、町民や町内会、関係団体、事業者などの協力をいただきながら、社会福祉協議会と行政が連携し合い、取組みを進めてまいります。

結びに本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見いただきました町民の皆さまをはじめ、地域福祉計画策定委員会委員の皆さま、関係各位に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

南幌町長 大崎 貞二

目次

第1章計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 地域福祉とは	2
3 計画を推進するための協力体制について	3
4 計画の位置付け	4
5 S D G s との関係	5
6 計画の期間	5
7 計画の策定体制	6
(1) 役場内の関係部局で構成する庁内検討委員会	6
(2) 計画策定委員会の開催	6
(3) 各計画策定時に行ったアンケート調査結果などの反映	6
(4) パブリックコメントの実施	6
8 地域福祉圏域の設定	7
9 「障がい」などの表記について	7

第2章地域福祉を取り巻く環境

1 年齢3区分と人口の推移	8
2 世帯の推移	8
3 出生数と合計特殊出生率	9
(1) 出生数	9
(2) 合計特殊出生率	9
4 支援を必要とする人の状況	10
(1) 高齢者と要介護認定者の状況	10
(2) 成年後見制度を利用する人などの状況	11
(3) 障がいのある人と障害支援区分認定者の状況	12
(4) 生活保護を受けている人や生活に困窮している人の状況	13
5 地域団体などの状況	14
(1) 町内会（自治会）の状況	14
(2) 自主防災組織の状況	14
(3) 老人クラブの状況	15
(4) ボランティアの状況	15
(5) 民生委員・児童委員の状況	15
6 過去の計画策定時に行ったアンケート調査結果について	16
(1) 過去に行ったアンケート調査結果などの概要	16
(2) 庁内検討委員会グループワーク	16
(3) アンケート調査結果から見える課題について	17

第3章計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	20
2 計画の基本目標	20
3 計画の全体図	21

第4章基本目標に対する取り組み

1 基本目標 思いやりの心と人づくり	22
（1）施策1 地域福祉を支える人づくり	22
（2）施策2 ボランティア活動の推進	24
（3）施策3 福祉の学びの場づくり	26
2 基本目標 地域で支え合い、助け合う関係づくり	28
（1）施策4 町民が集まれる居場所づくり	28
（2）施策5 地域で支える子育て環境づくり	30
（3）施策6 みんなが活躍できる就労支援の推進	32
（4）施策7 困ったときに相談できる体制づくり	34
3 基本目標 住み続けたいと思える、安心の地域づくり	36
（1）施策8 必要な支援が受けられる環境づくり	36
（2）施策9 安心して暮らせる防災・防犯対策の推進	38
（3）施策10 権利が守られる取り組みの推進	40

第5章計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発	42
2 協働による推進体制	42
3 計画の進行状況の管理・評価	42

資料編	43
-----	----

【資料1】南幌町地域福祉計画の策定経過について	43
-------------------------	----

【資料2】南幌町地域福祉計画策定委員会設置規則	44
-------------------------	----

【資料3】南幌町地域福祉計画策定委員会委員名簿	46
-------------------------	----

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

市町村地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法などの改正により、社会福祉法に新しく規定された計画であり、平成30年4月の一部改正により、それまでは任意とされていたものが、策定するよう努めるもの（努力義務）と定められました。

近年、少子高齢化、核家族の進展、地域住民のつながりの希薄化は、ますます加速しており、価値観の多様化、格差の拡大などにより、引きこもり、ダブルケアや8050問題など様々な社会問題が顕在化してきています。

この南幌町地域福祉計画は、「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、誰もが役割を持ち、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、地域全体が一体となって、地域生活課題の解決に向けた施策や支援体制を整備するためのものです。

さらに、この計画は「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を横断的に記載する、各分野の個別計画の「上位計画」として位置付けられています。

南幌町では、すべての地域住民が、思いやりの心を持ち、互いに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域福祉の取り組みを進めます。

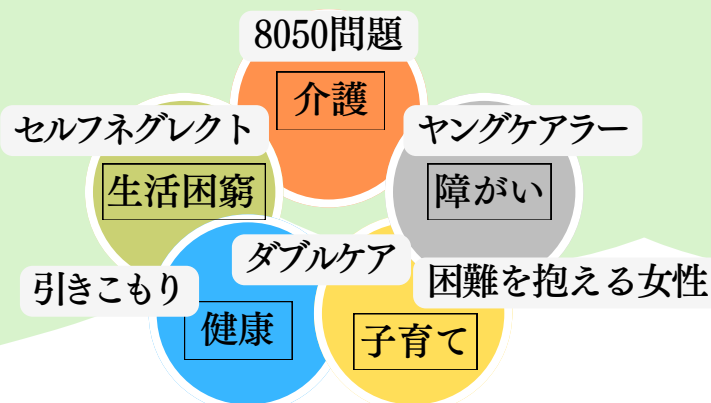
なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。

社会福祉法 第107条

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

制度の狭間にある課題の例

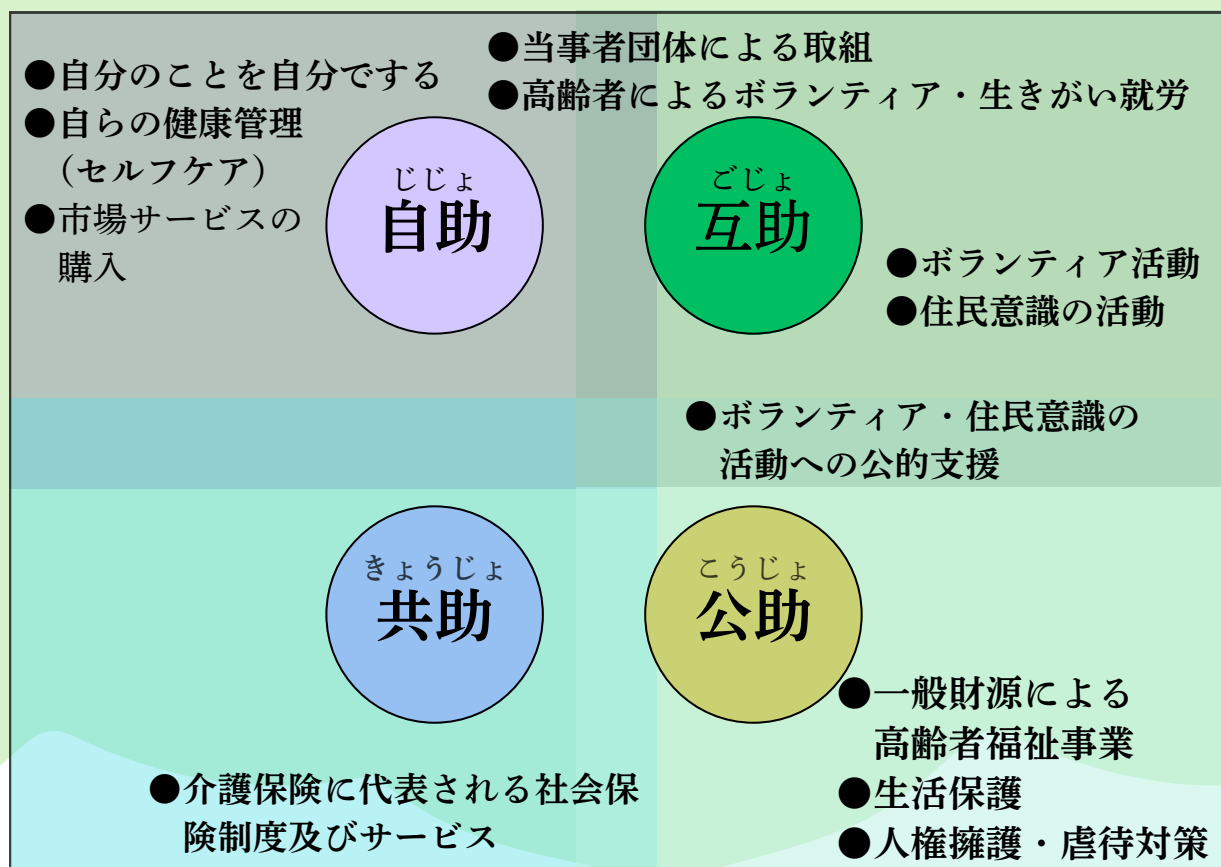


2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が、自分らしく安心して生活するために、その地域に暮らす住民自身がそれぞれの役割をもって、互いに支え合いながら、みんなが活躍できる地域づくりを行うことです。

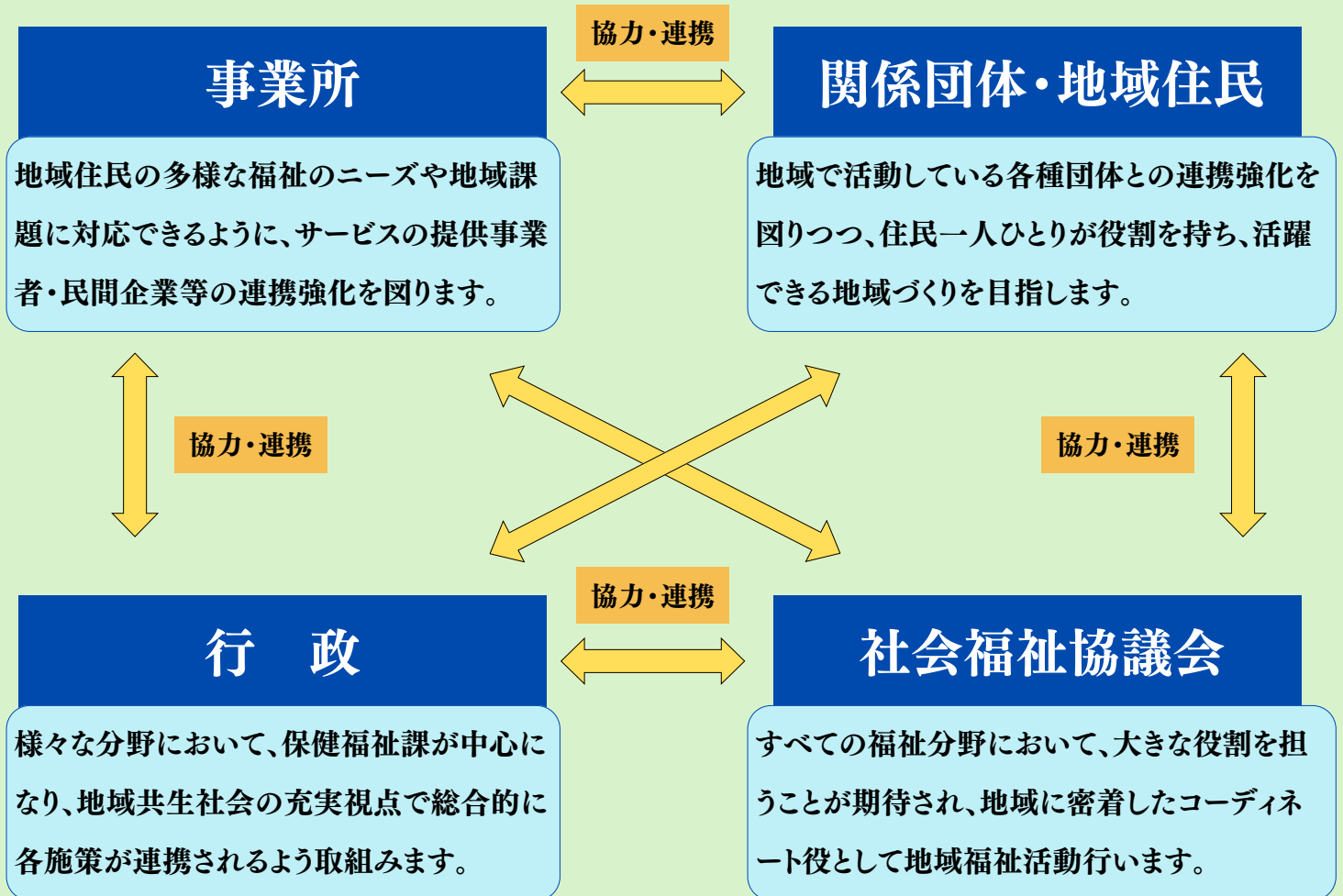
地域の様々な課題を解決していくためには、以下の取り組みが大切です。

- ・ 町民が自分でできることを自ら行う…「^{じじょ}自助」
- ・ 組織などの住民組織が互いに支え合う…「^{ごじょ}互助」
※防災の分野などでは、ここでの「互助」を「共助」に含めている場合があります。
- ・ 介護保険などの社会保障制度やサービス…「^{きょうじょ}共助」
- ・ 行政が行う公的サービス…「^{こうじょ}公助」



3 計画を推進するための協力体制について

本計画を推進するためには、地域住民、関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政が連携・協働することが重要になります。

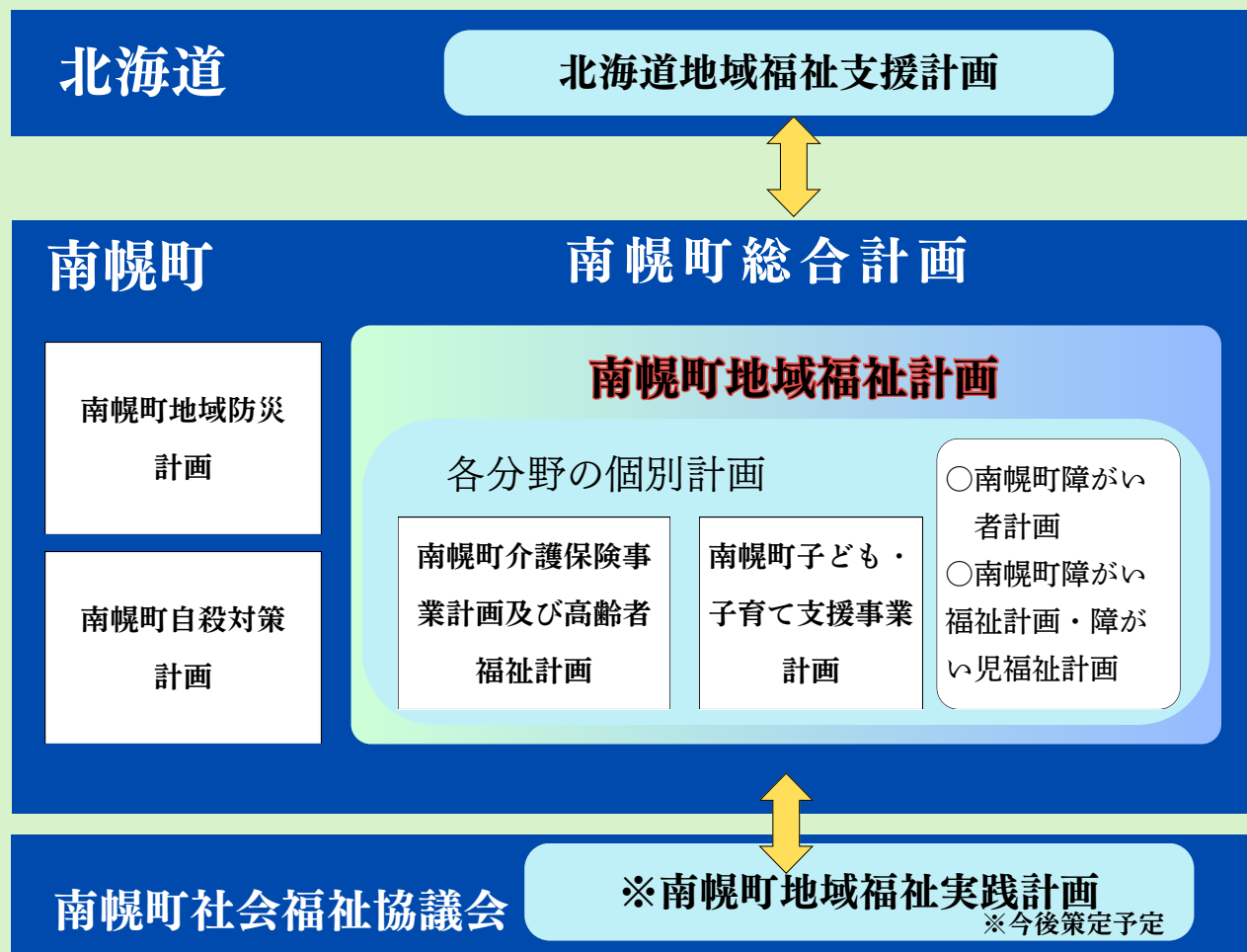


4 計画の位置付け

南幌町における本計画の位置付けは、町総合計画と、高齢者、障がいのある人、子ども子育てなどの各福祉分野の個別計画との中間にあたり、関連する町の保健・医療・福祉・教育分野の計画と方針を合わせます。

地域における高齢者、障がいのある人、児童などの現状やニーズ（必要だと求められていること）を的確に把握するとともに、その他、南幌町の防災対策や自殺対策、北海道が行う生活困窮者自立支援事業と連携して策定します。

また、南幌町社会福祉協議会では、地域福祉計画の実現を支援するために、南幌町地域福祉計画に基づき、お互いに補い合い、役割分担し、地域福祉の向上を目指します。



5 SDG s との関係

SDG s（Sustainable Development Goals）とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年9月に国連で合意された世界共通の目標です。令和12年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を達成するための169の「ターゲット」（達成目標）を設定しています。

地域福祉計画では、下記のSDG sの目標を関連付け、この目標の実現を目指すための計画として本計画を位置付けます。



6 計画の期間

計画期間は、次期町総合計画（前期計画）の最終年度と合わせて、令和7（2025）年度から令和13（2031）年度までの7年間とします。

南幌町地域福祉計画と、その他関連計画の期間は、以下のとおりです。

計画の期間

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
北海道地域福祉支援計画	第1期		第2期						(第3期)	
南幌町地域福祉計画	—			第1期						
南幌町総合計画	第6期(後期)					第7期(前期)				
南幌町地域防災計画										
南幌町自殺対策行動計画	第1期		第2期					(第3期)		
南幌町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	第8期		第9期			(第10期)			(第11期)	
南幌町障がい者計画	第4期					(第5期)				
南幌町障がい福祉計画 南幌町障がい児福祉計画	第6期 第2期		第7期 第3期			(第8期) (第4期)			(第9期) (第5期)	
南幌町子ども・子育て支援事業計画	第2期			(第3期)					(第4期)	

7 計画の策定体制

(1) 庁内検討委員会

保健福祉課が中心となり、計画を策定するとともに、計画策定委員会に保健福祉課と社会福祉協議会の担当者が構成する庁内検討委員会を置き、計画策定に必要な情報収集や分析、計画の素案作成などを行ないました。

(2) 計画策定委員会の開催

地域住民、福祉・医療・保健関係者などの委員による「南幌町地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画内容などについて話し合いました。

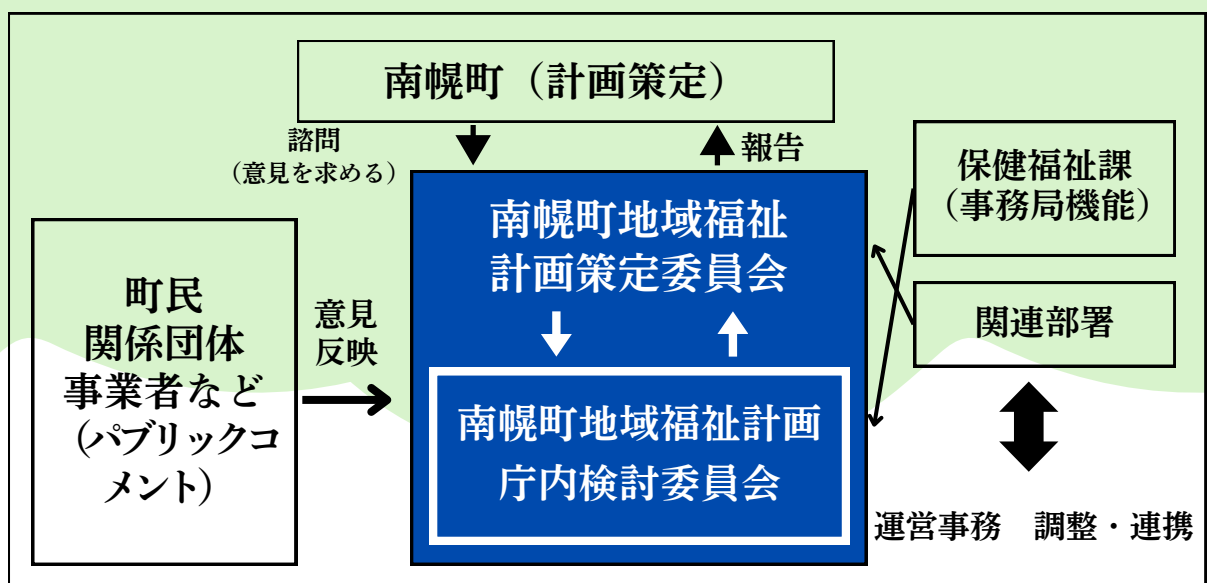
(3) 各計画策定時に行ったアンケート調査結果などの反映

新たなアンケート調査は行わず、各分野個別計画策定時に行った各種アンケート調査結果から、高齢者、障がいのある方、子ども、その他の福祉に共通する課題を再分析して、計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、意見の募集を実施しました。



8 地域福祉圏域の設定

地域福祉圏域とは、住民が住み慣れた地域で生活を継続しながら、サービスが受けられるよう、地域間の距離や人口、公共施設や集会施設、医療機関やサービス事業所の配置、利便性などを総合的に判断し、設定した圏域です。

本町では、地域福祉を進めるための圏域として、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に設定しているとおり、人口規模や面積、福祉等の施設・事業所が市街地区に集中していることから、町全域を一つの地域福祉圏域として設定しました。

9 「障がい」などの表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などの法律用語や施設名などの固有名詞、医学・学術用語などについては、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

また、「障がい者」については、可能な限り「障がいのある人」と言い換えています。

第2章 地域福祉を取り巻く環境

第2章 地域福祉を取り巻く環境

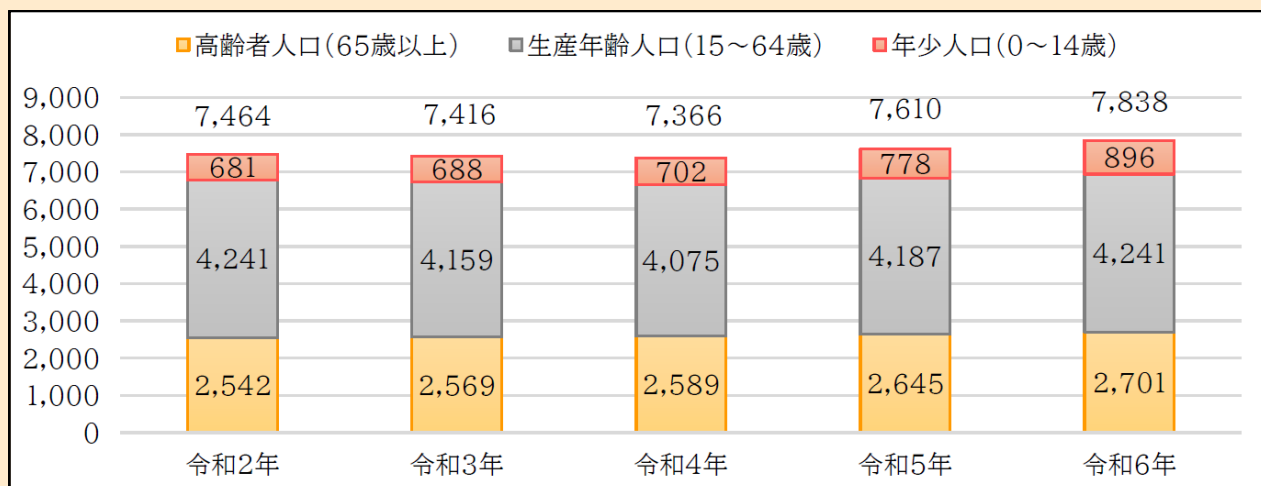
1 年齢3区分と人口の推移

総人口は、令和2年の7,464人から令和6年の7,838人と374人増加しています。
また、高齢者人口は同期間に159人増加し、年少人口も215人増加しています。

単位：人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	7,464	7,416	7,366	7,610	7,838
年少人口	681	688	702	778	896
生産年齢人口	4,241	4,159	4,075	4,187	4,241
高齢者人口(65歳以上)	2,542	2,569	2,589	2,645	2,701

住民基本台帳 各年4月1日現在



2 世帯の推移

一般世帯のうち、特に高齢の単独世帯や夫婦世帯が増加しています。

国勢調査抜粋（各年10月）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	9,792	9,792	8,778	7,927	7,319
一般世帯	2,986	3,120	3,055	2,961	2,966
うち核家族世帯	2,022	2,149	2,104	2,022	1,962
うち男親又は女親と子供から成る世帯	—	—	286	276	281
うち単独世帯	385	456	507	581	701
うち65歳以上の単独世帯	121	154	222	296	368
夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯（再掲）	249	353	408	473	535

3 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数

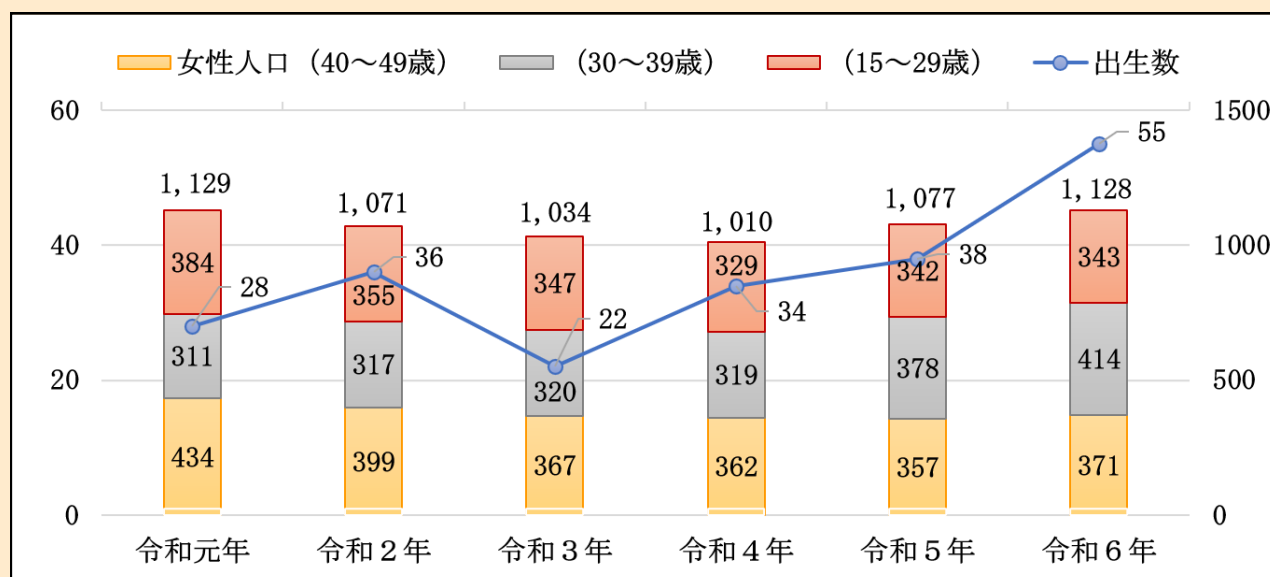
出生数は、令和元年から令和3年までは横ばいか減少傾向でしたが令和4年以降は増加傾向です。女性の人口は、30代が増加しています。

○出生数と女性（15歳～49歳）の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
女性（15～49歳）	1,129	1,071	1,034	1,010	1,077	1,128
15～29歳	384	355	347	329	342	343
30～39歳	311	317	320	319	378	414
40～49歳	434	399	367	362	357	371
出生数	28	36	22	34	38	55

女性人口は、各年4月1日現在、出生数は、各年1年間（1～12月）に出生した数値



(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率※は、全国よりも低い数値で推移しています。

○合計特殊出生率の推移

単位：人

	平成10～14年	平成15～19年	平成20～24年	平成25～29年	平成30～令和4年
全 国	1.35	1.31	1.38	1.43	1.33
北海道	1.24	1.19	1.25	1.30	1.21
南幌町	1.22	1.16	1.15	1.21	1.22

※合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、1人の女性が出産可能とされる15～49歳までに産む子どもの数の平均を示します。

4 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者と要介護認定者の状況

高齢者人口は、令和2年から令和6年にかけて増加しています。

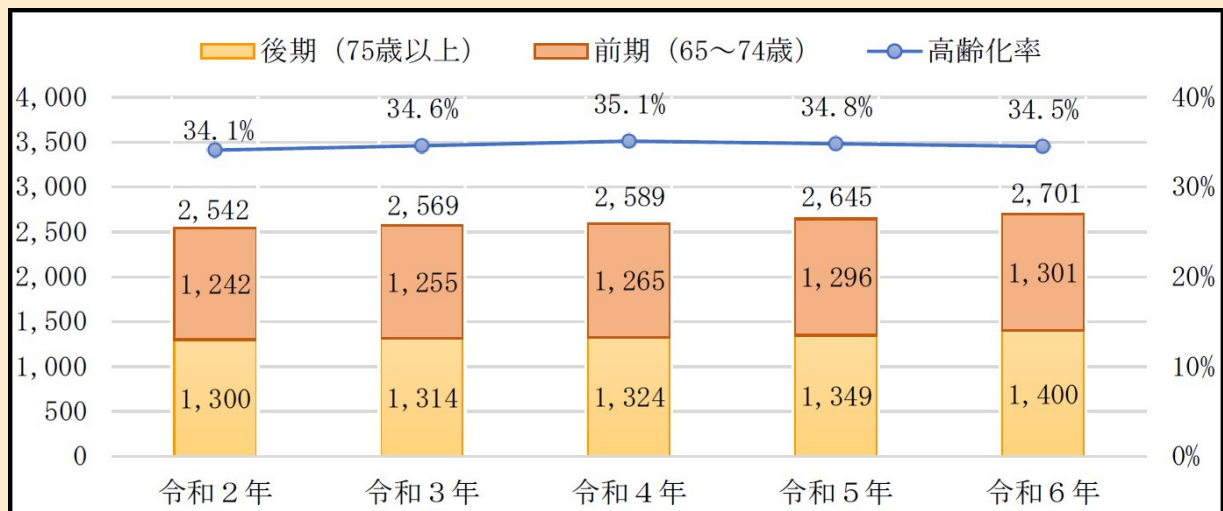
なお、総人口の増加により高齢化率は横ばいです。

○高齢者人口と高齢化率の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	7,464	7,416	7,366	7,610	7,838
高齢者人口（65歳以上）	2,542	2,569	2,589	2,645	2,701
前期（65～74歳）	1,242	1,255	1,265	1,296	1,301
後期（75歳以上）	1,300	1,314	1,324	1,349	1,400
高齢化率	34.1%	34.6%	35.1%	34.8%	34.5%

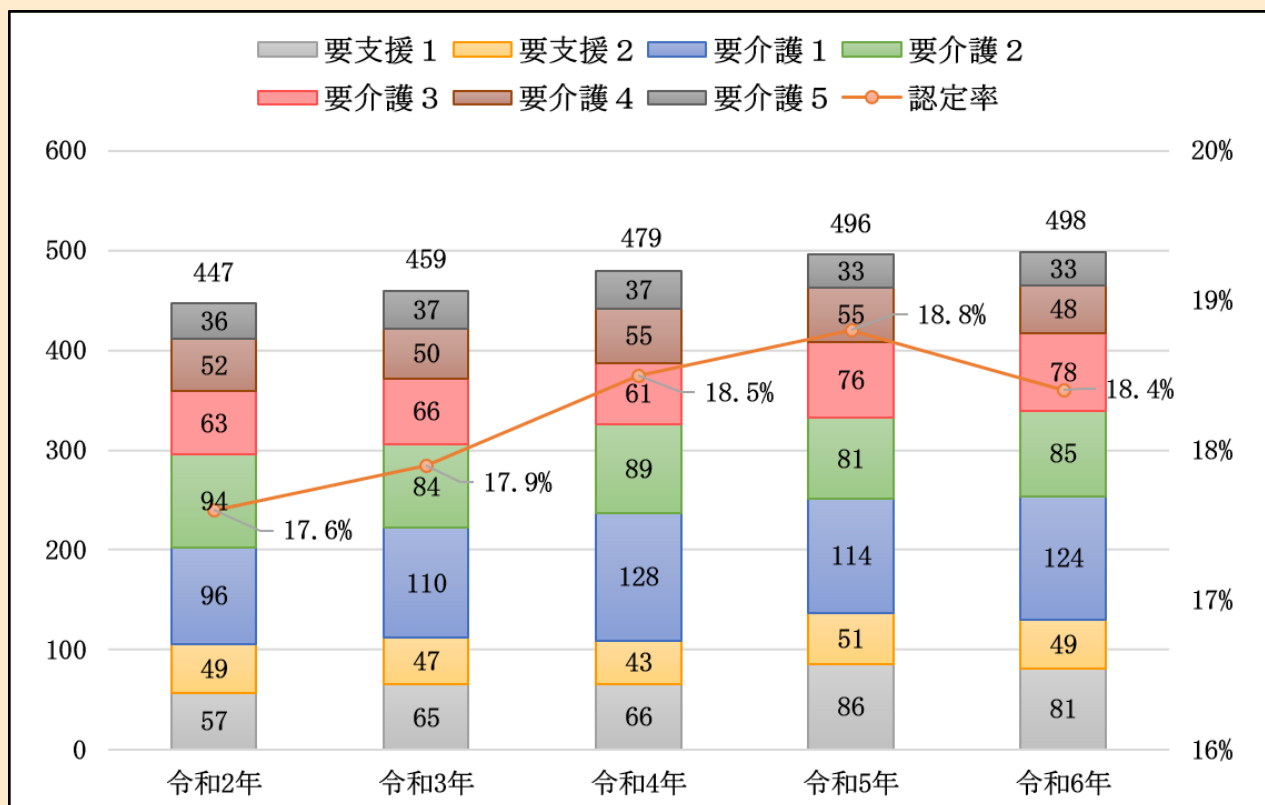
各年4月1日現在



○要介護認定者の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者人口（65歳以上）	2,542	2,569	2,589	2,645	2,701
認定者	447	459	479	496	498
認定率	17.6%	17.9%	18.5%	18.8%	18.4%
要支援1 軽度	57	65	66	86	81
要支援2	49	47	43	51	49
要介護1	96	110	128	114	124
要介護2	94	84	89	81	85
要介護3	63	66	61	76	78
要介護4	52	50	55	55	48
要介護5 重度	36	37	37	33	33



※要介護認定率は、少しずつ上昇しておりましたが令和6年度は減少しております。

(2) 成年後見制度を利用する人などの状況

令和2年度～6年度の間で成年後見制度の町での申立ては、ありません。

○成年後見制度の利用状況などの推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
町長申立て人数	0	0	0	0	0
成年後見の相談人数	0	0	0	0	0

○成年後見制度の利用者数

	後見	保佐	補助	任意後見
利用者数	12	2	0	0

札幌高等裁判所調べ（令和6年8月1日時点）

(3) 障がいのある人と障害支援区分認定者の状況

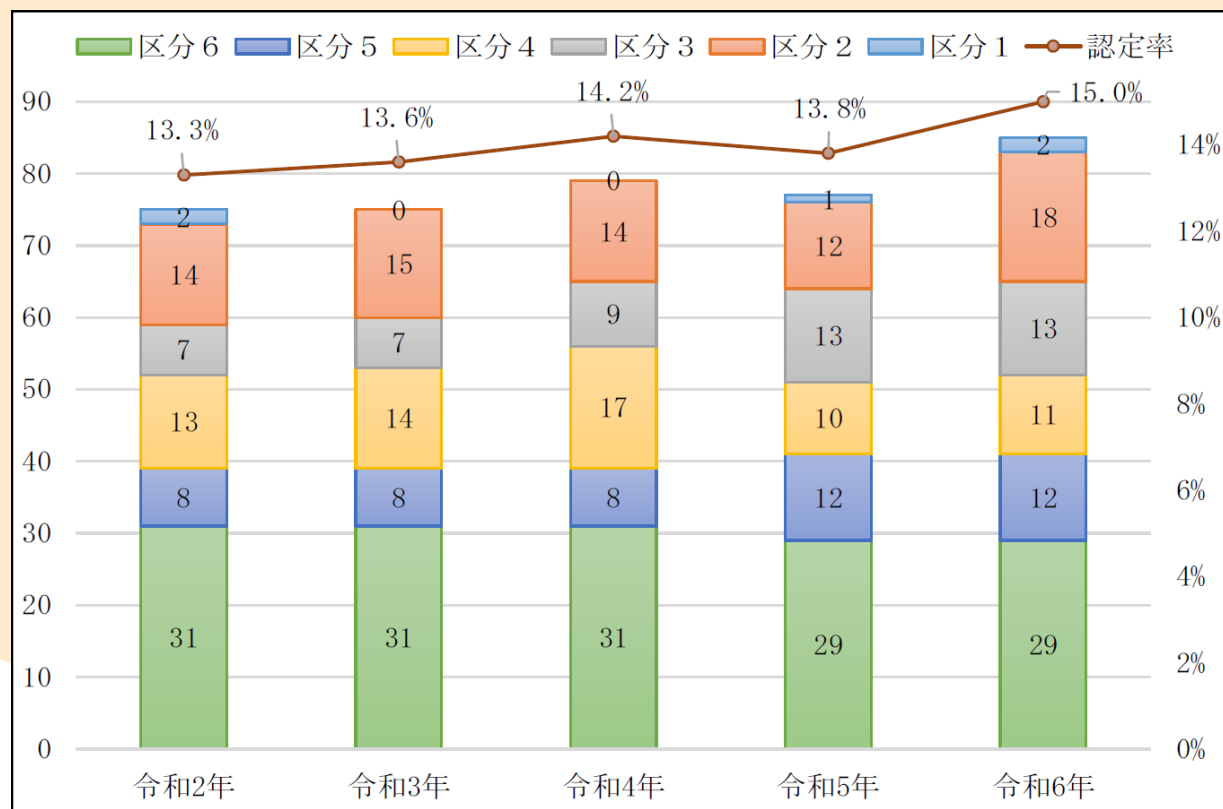
障がいのある人（障害者手帳所持者）は、令和2年から令和6年にかけて概ね横ばいで推移しています。

障害支援区分の認定者数は、令和2年の75人から令和6年の85人と増加傾向で推移しています。

○各種障害者手帳の所持状況と障害支援区分認定者の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者手帳	399	387	384	368	371
療育手帳	99	100	106	115	120
精神障害者保健福祉手帳	65	63	66	74	74
合 計	563	550	556	557	565
区分 1 軽度	2	0	0	1	2
区分 2	14	15	14	12	18
区分 3	7	7	9	13	13
区分 4	13	14	17	10	11
区分 5	8	8	8	12	12
区分 6 重度	31	31	31	29	29
合 計	75	75	79	77	85
認定率	13.3	13.6	14.2	13.8	15.0

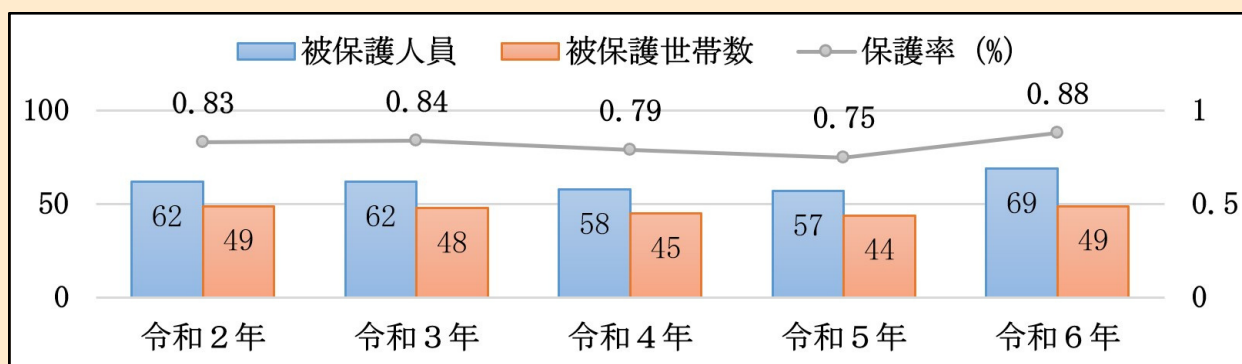


（４）生活保護を受けている人や生活に困窮している人の状況

生活保護を受けている人及び世帯数は、令和2年から令和4年にかけて減少していましたが、令和6年に再度増加傾向となっています。

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護を受けている人	62	62	58	57	69
生活保護を受けている世帯	49	48	45	44	49
保護率	0.83%	0.84%	0.79%	0.75%	0.88%



空知総合振興局 生活保護実施状況（各年4月時点）

生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業所に相談した人数は、令和2年から令和4年までは「新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金の特例貸付」制度により大幅に増加していますが、制度が終了した令和5年以降は減少傾向となっていますが、感染症拡大前よりは高い水準となっています。

○生活困窮者自立相談支援の相談者数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談者数	43	46	47	23	12
男性	30	34	37	12	6
女性	13	12	10	11	6

そらち生活サポートセンターよりそい調べ 各年4月1日時点（令和6年は7月末時点）

5 地域団体などの状況

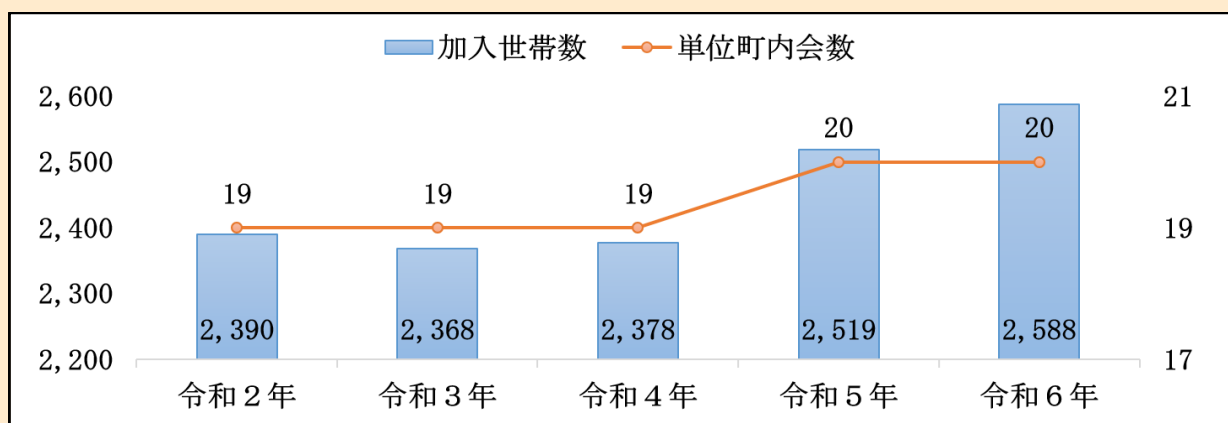
(1) 町内会（自治会）の状況

令和2年から令和6年にかけて、町内会の数は1カ所増えおり加入世帯数は令和2年と比較し、約198世帯増加しています。

○町内会数と加入世帯数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
町内会数	19	19	19	20	20
町内会加入世帯数	2,390	2,368	2,378	2,519	2,588

総務課総務係調べ



(2) 自主防災組織の状況

自主防災組織数は、少ないものの、町内会への働きかけなどにより、令和4年度から増えています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自主防災組織数	0	0	1	2	2
組織率	0%	0%	15%	30%	30%

(3) 老人クラブの状況

老人クラブ数は令和2年から令和6年にかけて増減はありませんが、会員数は令和2年と比べると140人減少しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
老人クラブ数	17	17	17	17	17
老人クラブ会員数	818	783	747	717	678
高齢者人口 (65 歳以上)	2, 542	2, 569	2, 589	2, 645	2, 701
会員 (加入) 率	32. 2%	30. 5%	28. 9%	27. 1%	25. 1%

(4) ボランティアの状況

ボランティアの登録数は、令和2年から令和6年にかけて、団体、個人共に減少傾向で推移しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ボランティア登録数 (団体)	12	12	10	8	8
ボランティア登録数 (個人)	65	42	41	44	43
ボランティア会員数	260	243	230	206	195

(5) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、身近な地域の相談役として、生活の困りごとの相談や子どもの見守りなど、町内の担当区域（20地区）で活動しています。

現在欠員はありませんが、3年間の任期ごとの改選では、年々、次の候補者探しが難しくなっている現状があります。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
民生委員・児童委員数	21	21	20	20	20
主任児童委員数	2	2	2	2	2
担当区域数（民生区）	20	20	20	20	20

南幌町民生委員児童委員協議会調べ

6 過去の計画策定時に行ったアンケート調査結果などについて

(1) 過去に行ったアンケート調査結果などの概要

計画策定にあたり、過去に実施したアンケート調査などで寄せられた意見を計画に反映させました。

計画名称	調査名	調査委対象	配布数	調査時期	回収数（率）
第6期南幌町総合計画	町民アンケート調査	住民	1,100人	平成28年12月	488 (44.4%)
南幌町子ども・子育て支援事業計画（第3期）	ニーズ調査	就学前児童世帯	321人	令和6年1月	189人 (58.9%)
		小学生世帯（保護者）	235人	令和6年1月	142人 (60.4%)
南幌町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（第9期）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	町内の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方	2,236人	令和4年12月	1,237 (55.3%)
	在宅介護実態調査	町内の要支援・要介護認定を受けて在宅で生活している方	182人		98 (53.8%)

(2) 庁内検討委員会グループワーク

子育て、高齢者、障がい者など福祉行政に携わる職員でグループワークを実施し、福祉行政の現状と課題、必要なこと、大切にすべきことを話し合いました。



(3) アンケート調査結果及びグループワークから見える課題について

○地域福祉活動やボランティア活動などへの参加について

【高齢者福祉計画などのニーズ調査】

- ・地域活動などの参加状況について、「町内会・自治会」が18.6%と最も多く、「ボランティアのグループ」への参加は8.1%となっています。
- ・約5割の高齢者が「グループ活動」に参加したいと回答していますが、グループ活動の企画・運営（お世話役）として参加したいと回答したのは、約3割となっています。

【町民アンケート調査】

- ・地域の活動への参加について、5割強の人が「参加していない」「あまり参加していない」と回答しています。特に、若い世代が特に多く、約7割となっています。

《課題》

- ・地域づくりに協力したいと考えている高齢者や、若い世代が継続的に地域福祉活動に参加できる仕組みづくりや、働きかけが重要です。

○子育て支援について

【子ども子育て計画のニーズ調査】

- ・子ども世帯が多く移住しており、「保育園・幼稚園が入りにくい」「一時保育の年齢を下げて欲しい」「待機児童を出さないでほしい」等、保育施設の確保と充実の要望が多く出されています。
- ・子どものケガや病気の時に、保育施設などを利用できなかった経験がある保護者は8割弱で、病児保育の利用意向は「利用したい」と答えた人は41.6%となっています。

【町民アンケート調査】

- ・町として重点的にすべき点の問いに対して、30～39歳では、「子育て支援や教育環境の充実」が59.1%と、他の年代に比べて高い割合です。

《課題》

- ・仕事と子育てを両立できる環境づくりや、地域全体で子育て世帯を支えていく取り組みが必要と考えられます。

○就労支援について

【町民アンケート調査】

- ・自由意見では「雇用の場が必要である。」「若者を集めるには働く場所と安く住める場所を充実させる必要がある。」との声が聞かれています。

【子ども子育て計画のニーズ調査】

- ・就学前児童保護者（母）の就労状況は、フルタイム、パートなど働いている方が58.8%、産休・育児休業中の方が16.4%、就労してない方が23.3%となっています。
- ・小学生の保護者（母）の就労状況は、フルタイム、パートなど働いている方が80.3%、産休・育児休業中の方が2.1%、就労してない方が14.1%となっています。
- ・ひとり親世帯の割合が就学前児童保護者の7.4%に対し、小学生保護者では9.2%となっています。

【高齢者福祉計画などのニーズ調査】

- ・在宅介護実態調査で家族や親族の就労状況で、介護のために仕事を辞めた人はいないが53.4%となっています。

《課題》

- ・高齢者や障がいのある人が働ける環境づくりや、子育てと仕事を両立する必要があるひとり親世帯への支援の充実が課題と考えられます。

○相談支援について

【高齢者福祉計画などのニーズ調査】

- ・家族や友人、知人以外の相談相手として「そのような人はいない」と答えた人は39.2%と一番多い回答となっています。次に多いのは、地域包括支援センター・あいくる・役場が27.9%となっています。

【子ども子育て計画のニーズ調査】

- ・「子育てに関して、気軽に相談できる先は誰ですか」の設問で、配偶者が87.4%、実母父69.9%、友人や知人、近所の方は59.6%で、子育て支援センターや保健師、医師、保育士は10%前後でした。

《課題》

- ・不安を感じても相談相手がいない人も多く、身近な地域で気軽に相談できる体制や、専門職による専門的な相談支援が求められています。

○外出支援について

【高齢者福祉計画などのニーズ調査】

- ・介護者が不安に感じる介護などについて「外出の付き添い、送迎等」と答えた人は31.5%です。

【町民アンケート調査】

- ・自由意見で多かった意見の1位は、運転できなくなった後の将来への不安や、公共交通機関の充実となっています。

【その他の調査】

- ・デマンドバス「あいるーと」の充実により改善傾向にあるが、休日、夜間、町外までの運行希望があります。

《課題》

- ・分野や世代を問わず、すべての課題や施策に共通する重要な課題と考えられます。

○権利擁護について

【高齢者福祉計画などの在宅介護実態調査】

- ・介護者が不安に感じる介護などについて「認知症状への対応」と答えた人は39.7%と一番多い回答です。

《課題》

- ・今後さらに増えることが予想される認知症高齢者や、障がいのある人、子どもなどの権利を守るため、成年後見制度の利用促進とともに、虐待や差別などを防止するための取り組みが必要です。

○防災防犯対策などについて

【町民アンケート調査】

- ・町の施策の満足度の3位が「防災・防犯対策」、町の施策の重要度の第4位が「防災・防犯対策」となっています。
- ・自由意見で多かった意見で「街灯が暗く、学校帰りの子どもたちの帰宅が危険を感じる」「きらら街道のガードレールが欲しい」

【その他】

- ・防災無線が整備されています。

《課題》

- ・防災・防犯意識を高めるとともに、災害時の配慮が必要な人への支援や、日頃からの防犯対策など、地域全体での見守りが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

いつまでも、住み慣れた地域で、ともに支え合い、
安心して暮らせる まちづくり

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、町民や町内会、関係団体、事業者などと社会福祉協議会や行政が連携し、それぞれの役割に基づき、地域づくりの担い手となる、共に支えあう意識づくりが大切です。

次に掲げる3つの基本目標を柱として、取り組みを実施していきます。

基本目標1 健康で自分らしく暮らせる人づくり

町民ひとり一人が、地域の課題を「自分のこと」と意識して取り組むことができるよう、子どもから大人まで幅広い世代への健康や福祉の学習などを通じて、地域福祉を支える人材を育てるとともに、思いやりのある人づくりを目指します。

基本目標2 支え合って暮らせる仕組みづくり

日頃から地域の町民同士が互いに顔を合わせて支え合えるよう、色々な活動への参加を促すとともに、困ったときには誰かに相談し、必要な制度やサービスが受けられる仕組みや関係づくりを目指します。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

町民みんなが安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活しやすい環境を整えるとともに、災害への備えや防犯対策などの取り組みを行い、個人の権利が守られるまちづくりを目指します

3 計画の全体図

いつまでも、住み慣れた地域で、ともに支え合い、
安心して暮らせるまちづくり

基本目標 1

健康で自分らしく暮らせる人づくり

施策1 地域福祉を支える人づくり

施策2 ボランティア活動の推進

施策3 健康と福祉の学びの場づくり

基本目標 2

支え合って暮らせる仕組みづくり

施策4 町民が集まれる居場所づくり

施策5 地域で支える子育て環境づくり

施策6 みんなが活躍できる就労支援の推進

施策7 困ったときに相談できる体制づくり

基本目標 3

安心して暮らせるまちづくり

施策8 必要な支援が受けられる環境づくり

施策9 安心して暮らせる防災・防犯対策の推進

施策10 権利が守られる取り組みの推進

第4章 基本目標に対する取り組み

第4章 基本目標に対する取り組み

基本目標1 健康で自分らしく暮らせる人づくり

施策1 地域福祉を支える人づくり

【現状と課題】

地域福祉は、その地域に暮らす町民のほか、町内会や民生委員・児童委員、ボランティア活動など、様々な人や団体などにより支えられており南幌町でも、町民同士の交流や、町内会の活動が盛んに行われています。

一方で、民生委員・児童委員の高齢化やなり手が不足しており、また、子育て世代の人口増加に伴い、新たな町内会活動においては、参加してもらえるような仕組みづくりが必要です。

関連するSDGs



【具体的な取り組み】

●町民の取り組み

- ・町内会の活動に興味を持ち、協力しましょう。
- ・地域の行事やイベントなどに誘い合って参加しましょう。

●地域の取り組み

- ・町内会の活動が広く理解されるよう周知しましょう。
- ・地域にいる社会福祉の増進に熱意のある人を探しましょう。

●事業所や団体などの取り組み

- ・地域への社会貢献活動を行いましょう。
- ・従業員などが福祉活動に参加する機会を作りましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・社会福祉協議会の各種事業に関する情報発信を行います。
- ・ボランティア団体や老人会等の活動支援を行います。

●行政（役場）の取り組み

- ・地域福祉団体などの活動を支援します。
- ・社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。

【活用できる制度やサービス】

まちづくり活動支援事業

団体や行政区・町内会等が自主的な非営利の活動に対して、補助金を交付し、町民参加による住民主体のまちづくりを推進します。

南幌町民生委員児童委員

(南幌町民生委員児童委員協議会事務局)

生活に関する様々な相談に応じ、助言その他の援助を行います。

また、案件に応じて社会福祉協議会や行政機関と連携を行います。

【相談窓口や問合せ先】

○南幌町役場(まちづくり課)

○南幌町保健福祉総合センターあいくる(保健福祉課)

農猿主催の【野祭】の様子 (まちづくり活動支援事業)



民生委員児童委員による 研修会の様子



基本目標 1 健康で自分らしく暮らせる人づくり

施策 2 ボランティア活動の推進

【現状と課題】

ボランティアとは「自分ができることを自分の意志で他人や社会に貢献する行為を無償で行うこと」を言い、無償で行うもののほかに、実際にかかる経費などを負担してもらう有償ボランティアや、普段の生活の中で、道のゴミを拾ったり、困っている人を助けてあげたりする何気ない行為もボランティアと言えます。

南幌町社会福祉協議会でボランティアに登録している団体数、個人数はともに少しずつ減少しています。

今後、ボランティア活動に興味を持ち、参加する人を増やす取り組みが求められています。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取組み

- ・ ボランティア活動に興味を持ち、協力しましょう。
- ・ 自分ができる範囲でボランティアを行いましょう。

●地域の取組み

- ・ 町民にボランティア活動への参加を声かけしましょう。
- ・ 地域のボランティア活動を応援し、受け入れましょう。

●事業所や団体などの取組み

- ・ 所在する地域へのボランティア活動を行いましょう。
- ・ 従業員などが、ボランティア活動に参加する機会を作りましょう。

●社会福祉協議会の取組み

- ・ ボランティアに関心がある方のために、ボランティア養成講座等を開催し、情報発信や活動の支援を行います。

●行政（役場）の取り組み

- ・ ボランティア活動を支援します。
- ・ ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会や関係団体等と連携・協力します。

【活用できる制度やサービス】

介護支援ボランティアポイント事業

ボランティアポイント手帳の交付やボランティアの調整等を支援します。

ボランティア活動団体連絡会

ボランティア活動団体連絡会事務局

ボランティア活動保険

ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償します。

【相談窓口や問合せ先】

○南幌町社会福祉協議会

南幌町社会福祉協議会では、各福祉施設や団体のイベントの主催者より依頼を受けた行事などの、運営の補助ボランティアの活動などを行っています。

○南幌町保健福祉総合センターあいくる(保健福祉課)

ボランティアフェスタなんぼろ2024の様子



基本目標 1 健康で自分らしく暮らせる人づくり

施策 3 健康と福祉の学びの場づくり

【現状と課題】

町民一人ひとりが、地域福祉の課題を「自分のこと」として取り組むためには、生活上の健康や福祉に対する正しい知識と、町民同士や地域で支え合う「思いやりの心」を育てていくことが大切です。

特に子どもの頃から、学校などで学ぶ健康や福祉の教育が重要であり、大人も子どもの手本となるような行動が求められています。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取組み

- 色々な課題に興味を持ち、福祉の正しい知識を学びましょう。
- 地域の学習会やセミナーなどに参加しましょう。

●地域の取組み

- 地域で健康や福祉に関する学習の機会を作りましょう。
- お互いに声をかけあい、学習会などへの参加を促しましょう。

●事業所や団体などの取組み

- 従業員などに地域福祉に関する学習の機会を作りましょう。
- 従業員などに地域の学習会等への参加を促しましょう。

●社会福祉協議会の取組み

- 小・中学校等からの要望に応じて、ボランティア養成講座や福祉教育を行います。

●行政（役場）の取り組み

- ・ 町民や団体などからの要望に応じて、出前講座により、講師を派遣します。
- ・ 社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。
- ・ 学校での総合的な学習の時間に、福祉の学習課題などを行います。

【活用できる制度やサービス】



出前講座（南幌町まちづくり課・保健福祉課）

地域の皆さまの要望に応じて、役場職員が健康や福祉の講座を出前します。



ボランティア養成講座（南幌町社会福祉協議会）

ボランティア活動に必要な知識や技能を習得する講座を行います。



こころの健康づくり講演会（保健福祉課）

こころの健康を保つために、基本的な病気の理解や心の健康の大切さを学ぶ講座を行います。

【相談窓口や問合せ先】

○南幌町保健福祉総合センターあいくる（保健福祉課）

○南幌町教育委員会（生涯学習課）

○南幌町社会福祉協議会



こころの健康づくり講演会の様子



基本目標 2 支え合って暮らせる地域づくり

施策 4 町民が集まれる居場所づくり

【現状と課題】

町民同士が支え合うためには、日頃から顔を合わせて、言葉を交わす機会が重要であり、町民が集まれる機会や居場所づくりが必要となります。

また、同じ世代や共通する仲間が集まる場所も大切であり、子どもから高齢者、障がいのある人など、世代や分野を問わない交流が、今後さらに求められます。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取組み

- ・ 自分から、あいさつや声掛けしましょう。
- ・ 地域の行事やイベントなどに参加しましょう。

●地域の取組み

- ・ 子どもや高齢者など、みんなが参加できる機会を作しましょう。
- ・ 町民が必要としている居場所づくりをみんなで考えましょう。

●事業所や団体などの取組み

- ・ 居場所づくりの手伝いや場所の提供など協力しましょう。
- ・ 従業員などに居場所づくりへの参加を促しましょう。

●社会福祉協議会の取組み

- ・ 世代や分野を問わず、親睦や交流が深められる機会を作ります。
- ・ 町民や団体などの居場所づくりの支援を行います。

●行政（役場）の取り組み

- 地域の色々なコミュニティ活動を支援します。
- 世代や分野ごとに共通する仲間が集まる拠点を作ります。
- 社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。

【活用できる制度やサービス】

ひだまりサロン

地域の高齢者や障がいのある人が楽しく過ごす場です。

なんぼろカフェサロン

地域住民の方が主催する地域住民同士の交流の場です。

【相談窓口や問合せ先】

○南幌町保健福祉総合センターあいくる（保健福祉課）

○南幌町社会福祉協議会

ひだまりサロン・なんぼろカフェサロンの様子



基本目標2 支え合って暮らせる地域づくり

施策5 地域で支える子育て環境づくり

【現状と課題】

南幌町は子育て支援施策に力をいれており、ここ数年は人口が増加しています。それに伴い子どもの人口比率も上昇しています。

また、就業する保護者が増え、ますます保育事業利用のニーズが増加し、町内の認可保育所と認定こども園では、利用児童数が大幅に増加しています。今後も引き続き保育事業利用のニーズは高い状況が続くと思われる、利用しやすい環境整備に努める必要があります。

また、核家族化や共働き、ひとり親、保護者が疾患を抱えているなど、子育てのサポートを必要としている家庭が増えており、近くで相談できたり、子どもを預けられるサービス等を必要としています。

すべての子育て世帯が、安心して子育てできるように、地域全体で支える環境づくりが必要です。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取り組み

- ・ 近くに子育て中の親子がいる時は、温かく見守りしましょう。
- ・ 子育て中の方は、独りで悩まずに、すぐ相談しましょう。

●地域の取り組み

- ・ 子育て世帯を地域全体で見守りましょう。
- ・ 地域の行事やイベントに参加しやすい配慮をしましょう。
- ・ 地域の民生委員・児童委員や主任児童委員と連携しましょう。

●事業所や団体などの取り組み

- ・ 子育て世帯が働きやすい職場の環境づくりに努めましょう。
- ・ こども食堂など色々な子育て支援の活動に協力しましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- 行政や各機関と連携を図り、生活上の相談支援を行います。

●行政（役場）の取り組み

- 関係部署が連携し、こども家庭センター事業を行います。
- 地域子ども・子育て支援事業を行います。
- ニーズに合わせた教育・保育の提供体制を整備します。

【活用できる制度やサービス】



ファミリー・サポート・センター事業(保健福祉課)

子育ての助けが欲しい人と、お手伝いできる人をつなぎます。



病児・病後児保育事業(保健福祉課)

子どもの病気時に、就労中の保護者に代わり保育を行います。



南幌町民生委員児童委員

(南幌町民生委員児童委員協議会事務局)

生活に関する様々な相談に応じ、助言その他の援助を行います。

また、案件に応じて社会福祉協議会や行政機関と連携を行います。



ブックスタート事業

すべての赤ちゃんに、絵本を通して心触れ合うひと時を持つきっかけづくりを目的に、7か月健診時に絵本を配布します。

【相談窓口や問合せ先】

- 南幌町保健福祉総合センターあいくる(保健福祉課)
- 南幌町教育委員会(生涯学習課)

基本目標2 支え合って暮らせる地域づくり

施策6 みんなが活躍できる就労支援の推進

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人、ひとり親世帯など、働く気持ちがあっても、労働条件や労働環境が合わないなど、就労できない状況があります。

高齢者や障がいのある人が、自分のできる事を活かして働ける環境づくりや、一人で子育てと仕事を両立しなければならないひとり親世帯への支援の充実が課題と考えられます。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取り組み

- 求人情報など、就労に関する情報を収集しましょう。
- 自分の得意分野を活かして、働く意欲をアピールしましょう。

●地域の取り組み

- 就労に関する情報を収集し、地域で共有しましょう。
- 就労に関する適切な相談窓口を紹介しましょう。

●事業所や団体などの取り組み

- 制度などを活用し、高齢者や障がいのある人などの雇用を検討しましょう。
- みんなが働きやすいよう職場の環境整備を行いましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- 生活に困窮している人への支援を行います。
- 就労に関する相談機関（生活困窮者自立支援事業所）や行政などと連携します。

●行政（役場）の取り組み

- ・ 障害者就労施設との物品の調達や仕事の提供などを行います。
- ・ 障がいのある人の雇用や環境整備などを行います。
- ・ 高齢者の豊富な経験を活かして、元気に仕事が続けられるための体制を考えます。

【活用できる制度やサービス】

就労継続支援事業など(保健福祉課)

障がいのある人の働く場や必要な訓練などを行うサービスです。

南幌町高齢者事業団

高齢者の就労の場を提供し、自己の労働能力を活用して仕事を通じて生きがいの充実や社会参加を図ります。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金など(北海道)

就職するための指定講座の受講料の一部を支給します。

トライアル雇用制度など(ハローワーク)

常用雇用へ移行することを目的に、3カ月間試行雇用する制度です。

生活困窮者自立支援事業(南幌町社会福祉協議会)

生活福祉資金貸付事業、愛情銀行生活資金貸付事業、安心サポート事業、フードバンク事業など生活困窮に関わる相談支援を行います。

【相談窓口や問合せ先】

- 南幌町保健福祉総合センターあいくる(保健福祉課)
- 南幌町社会福祉協議会
- 南幌町高齢者事業団
- ハローワーク岩見沢
- 空知総合振興局(保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室)
- 生活困窮者自立支援事業所(そらちサポートセンター)

基本目標2 支え合って暮らせる地域づくり

施策7 困ったときに相談できる体制づくり

【現状と課題】

高齢化社会の進行により一人暮らし高齢者が増えていることや、子育て世代の移住促進により核家族が増えていることで、地域との関わりが少ない世帯が増えています。

また、困っていても、周りに助けを求めることや、支援を受けることを恥ずかしいと感じ、課題を一人で抱え込んでしまい、正しい制度やサービスの知識がないまま追い込まれてしまう場合も考えられます。

関連するSDGs



【具体的な取り組み】

●町民の取り組み

- ・地域の相談窓口の情報を調べておきましょう。
- ・近所の人困りごとに気づけるよう、日頃から会話しましょう。
- ・自分が困ったときは、遠慮せずに相談しましょう。
- ・相談先がわからない場合は、どこに相談したらよいかを、まず周りの人や役場に聞きましょう。

●地域の取り組み

- ・地域の町内会や、民生委員・児童委員などと連携し、困っている世帯を見守りする体制づくりに努めましょう。
- ・困っている世帯のSOSを早く察知して、適切な相談窓口につなぎましょう。

●事業所や団体などの取り組み

- ・相談窓口となる事業所などは、広く町民に知ってもらうための周知・啓発に努めましょう。
- ・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る「ゲートキーパー」研修会を受講しましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・地域の身近な相談窓口として、取り組んでいます。
- ・生活に困窮している世帯への支援を行います。
- ・無料法律相談を開催します。

●行政（役場）の取り組み

- ・高齢者や障がい、子育て、その他の色々な困りごとの相談窓口を設置します。
- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係団体などと連携・協力し、困りごとの解決に努めます。
- ・地域の団体などからの要望に応じて、ゲートキーパー研修会を開催します。

【活用できる制度やサービス】



無料法律相談(社会福祉協議会)

札幌弁護士会の協力のもと、長沼町・由仁町・栗山町・南幌町の4町が連携して開催しています。



人権擁護相談(保健福祉課)

離婚、相続、いじめ、脅迫、暴行、雇用など人権に関する悩みや困りごとの相談ができます。



こころの健康相談(保健福祉課)

こころの健康などに関する困りごとを抱える方やご家族を対象として、精神科医や保健師などが相談を行っています。

【相談窓口や問合せ先】

- 南幌町保健福祉総合センターあいくる(保健福祉課)
(南幌町地域包括支援センター・南幌町子ども家庭センター)
- 南幌町社会福祉協議会
- そらちサポートセンター

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策8 必要な支援が受けられる環境づくり

【現状と課題】

高齢化により一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、これに伴い支援が必要となる方も増加しております。

また、社会の在り方の変化に伴い、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった、制度ごとのニーズへの対応のみならず、対象者を取り囲む様々なニーズへの総合的な支援が必要となっております。

さらには、サービスを提供する側の人材不足も今後予測される課題となっています。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取組み

- ・ 日頃からどのような制度やサービスがあるか調べましょう。
- ・ 近所で困っている世帯があれば、声をかけあいましょう。
- ・ 支援やサービスが必要なときは、遠慮せずに相談しましょう。

●地域の取組み

- ・ 多様性を尊重し、世代をこえた交流の機会を大切にしましょう。
- ・ 人と人との絆を強めて、地域の力を高めましょう。
- ・ 地域での支援の必要な方や困りごとを確認してみましょう。
- ・ 制度やサービスを学ぶ機会を作りましょう。

●事業所や団体などの取組み

- ・ 事業所が実施しているサービスについて、広く周知しましょう。
- ・ 働く人が、利用できる制度やサービスなどを学ぶ機会を作り、介護や子育てのために動きやすい柔軟な体制づくりに取り組みましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉に関する情報発信を行います。
- ・ボランティアの育成に取り組みます。

●行政（役場）の取り組み

- ・高齢者や障がいのある人などが適切なサービスが受けられるための支援を行います。
- ・制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯などへの支援のために社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。

【活用できる制度やサービス】

各相談窓口

子ども・障がい者・高齢者の相談窓口、無料法律相談

公的サービス

障がい児福祉サービス、障がい者福祉サービス、介護保険

子育て支援

ファミリー・サポート・センター、養育支援訪問

在宅高齢者の生活支援

あんしんキットの配布、緊急通報装置の設置、配食サービス、福祉用具の貸与（短期）、除雪サービス、電話サービス、ごみ出しサービス、安否確認システム

移動支援

オンデマンド交通「あいるーと」、タクシーチケットの配布（障がい者）、らくらく移送サービス事業

【相談窓口や問合せ先】

- 南幌町保健福祉総合センターあいくる（保健福祉課）
- 南幌町社会福祉協議会

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策9 安心して暮らせる防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

日頃から災害などに備えて、自主防災組織による防災訓練や、訓練への積極的な参加が求められています。

特に、災害時には高齢者や障がいのある人など、移動や判断、情報の収集に配慮が必要な人への支援や、北海道は冬の災害も想定し、暖房や防寒具、除雪などの備えも大切です。

また、高齢者や障がいのある人を狙った特殊詐欺や悪質商法、女性や子どもなど弱い立場の人を狙った犯罪なども増えており、日頃からの防犯対策や、地域全体での見守り、さらに罪を犯した人等の社会復帰や更正、犯罪・非行の防止を関係機関が協力して支援することが必要です。

関連するSDGs



【具体的な取組み】

●町民の取り組み

- ・ 災害に備えて、避難所や避難経路の確認、備蓄などを準備し、地域の自主防災組織などで行う防災訓練に参加しましょう。
- ・ 不審な電話やメールに注意し、怪しいときは相談しましょう。
- ・ 夜間など人通りの少ない道の一人歩きや、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」は避け、周囲に気を配りましょう。
- ・ 犯罪や非行の防止に理解をし、見かけたときは相談しましょう。

●地域の取り組み

- ・ 自主防災組織として学習会や防災訓練などを行いましょう。
- ・ 町民や配慮が必要な人の防災訓練への参加を促しましょう。
- ・ 地域で見守りし、不審者情報などを共有しましょう。
- ・ 再犯防止に関して地域で正しい理解を深めましょう。

●事業所や団体などの取り組み

- ・地域の防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・社会福祉施設などは避難所として災害時に備えましょう。
- ・高齢者など様子がおかしいときは、声をかけ、話を聞きましょう。
- ・地域の教育・防犯・社会福祉関係機関と連携して啓発をしましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・災害時に、行政や各種関係機関と連携します。

●行政（役場）の取り組み

- ・地域防災計画に基づき、災害に備え関係団体などと連携します。
- ・日頃より災害に備え、住民や関係団体を交えた防災訓練を行います。
- ・町内会の自主防災組織を支援します。
- ・支援が必要な人が、安全に避難できるための事業を行います。
- ・第2次北海道再犯防止推進計画に基づき、関係団体と連携して支援を行います。

【活用できる制度やサービス】

避難行動要支援者避難支援(保健福祉課)

自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難行動支援を行います。

防災対策事業(総務課)

防災行政無線の個別配布を行い、町民への防災・行政情報の提供強化や洪水ハザードマップ及び避難所位置図をすべての世帯に配布します。

防犯対策推進事業(住民課)

防犯意識の向上を図り、関係機関と連携して防犯対策を行います。

保護司(栗山地区保護司会南幌分区)

犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないよう支援します。

せわずき・せわやき隊活動事業(保健福祉課)

地域の住民による児童・生徒の通学路における登下校時の見守り活動を行います。

【相談窓口や問合せ先】

○南幌町役場(総務課、住民課)

○南幌町保健福祉総合センターあいくる(保健福祉課)

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

施策10 権利が守られる取り組みの推進

【現状と課題】

認知症や障がいなどにより、自分で判断が十分でなくなった高齢者や障がいのある人などの権利を守るために、家族や専門職が代理人となり本人の権利を守る「成年後見制度」が重要となっています。

また、高齢者や障がいのある人、子ども、性的少数者、配偶者や恋人など弱い立場にある人が、家庭や施設、職場などにおいて、差別や嫌がらせ（ハラスメント）、虐待などにより権利が侵害されることのないように、地域全体で見守りを行うことが大切です。

関連するSDGs



【具体的な取り組み】

●町民の取り組み

- ・ 成年後見制度について、正しい知識を学びましょう。
- ・ 認知症サポーター養成講座を受講しましょう。
- ・ 虐待を受けている（かもしれない場合も含む）と気づいたら迷わず相談しましょう。（通報は義務と決められています。）

●地域の取り組み

- ・ 地域全体で、虐待や差別などを許さない意識を高めましょう。
- ・ 支援が必要な世帯を、地域で見守りましょう。
- ・ 認知症や障がいなどについて学ぶ機会を作りましょう。

●事業所や団体などの取り組み

- ・ 事業所や団体内で、差別や嫌がらせ（ハラスメント）、虐待などの防止の取り組みを行いましょう。
- ・ 従業員などに対し、成年後見制度を学ぶ機会を作りましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・ 無料法律相談を開催します。
- ・ 日常生活自立支援事業を行います。

●行政（役場）の取り組み

- ・ 要望に応じて、認知症サポーター養成講座を行います。
- ・ 虐待の通報窓口として、虐待の予防と早期発見に努めます。
- ・ 権利を守るため、社会福祉協議会や関係団体などと連携して、対応します。

【活用できる制度やサービス】



成年後見制度利用支援（保健福祉課）

認知症及び障がいのある方に対し、成年後見制度の支援を行います。



日常生活支援自立支援事業（南幌町社会福祉協議会）

生活費の管理が難しい方に、日常生活の金銭管理などを行います。



人権擁護委員（岩見沢人権擁護委員協議会）

すべての人が人間らしく生きていく権利を守るため、啓発活動を行います。



虐待相談窓口（保健福祉課）

子ども・障がい者・高齢者の虐待相談に乗ります。

【相談窓口や問合せ先】

○南幌町保健福祉総合センターあいくる（保健福祉課）

○南幌町社会福祉協議会

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民や地域の関係団体、事業所などの主体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本計画の基本理念や基本目標、施策の取り組みなどについて、多くの町民や地域の関係団体、事業所などに知っていただき、実践していただけるよう、広報誌やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングシステム）、各地域の会合などを活用して、計画内容の周知・啓発に努めます。

2 協働による推進体制

本計画は、社会福祉協議会が今後策定を予定している「地域福祉実践計画」と連携しながら計画の推進を図ります。

また、施策の取り組みの主体となる、町民や地域の関係団体、事業者などとの連携・協力を行いながら、地域福祉を推進していきます。

3 計画の進行状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的、継続的に進めていくために、各施策に設定している取組みに対して進捗状況の評価を行うことで、活動の輪が町全体に広がるよう計画の推進に努めます。

また、国の福祉施策の動向や、地域の状況を把握しながら、必要な見直しを行います。

資料編

【資料 1】 南幌町地域福祉計画策定経過について

1 南幌町地域福祉計画策定委員会

年月日	内 容
令和6年10月24日	第1回会議 ・計画の策定方針及び骨子について ・町の福祉の課題について ・策定スケジュール
令和6年11月26日	第2回会議 ・計画の基本理念及び基本目標について ・計画の施策と取組み内容について
令和6年12月24日	第3回会議 ・計画の素案の検討
令和7年3月4日	第4回会議 ・パブリックコメント実施結果及び意見の検討 ・計画最終案の作成、検討

2 南幌町地域福祉計画庁内検討委員会

年月日	内 容
令和6年6月18日	第1回会議 ・計画の策定方針及び策定スケジュール ・計画の骨子について
令和6年9月11日	第2回会議 ・基調講演…「市町村地域福祉計画の策定と重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討について」 講 師…北海道保健福祉部地域福祉推進係 神原係長 ・グループワーク…「南幌町の福祉行政の現状と課題」
令和6年11月15日	第3回会議 ・計画の基本理念及び基本目標について ・計画の施策と取組み内容について
令和7年3月3日	第4回会議 ・パブリックコメント実施結果及び意見の検討 ・計画最終案の作成、検討

【資料2】 南幌町地域福祉計画 策定委員会設置要綱

南幌町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和6年10月1日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画として、南幌町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、南幌町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、意見、提言等を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係に関わる者
- (2) 各関係団体に携わる者
- (3) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、計画の策定を完了するまでとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年南幌町条例第7号)に基づき支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

【資料3】 南幌町地域福祉計画

策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	本間 秀正	社会福祉協議会会長
副委員長	林 仁	民生委員児童委員協議会会長
委 員	栗林 和史	社会福祉法人 南幌苑 障がい者支援施設 なんぼろ恵 理事長
委 員	竹内 寛	社会福祉法人 南幌福祉会 特別養護老人ホーム南幌みどり苑 理事
委 員	相原亜矢子	学校法人 柏学園 認定こども園 南幌みどり野幼稚園 園長
委 員	山内 純	国民健康保険 町立南幌病院 院長
委 員	町田美穂子	北海道南幌養護学校 校長
委 員	神埜 真	栗山地区保護司会南幌分区長
委 員	新内 啓子	ボランティア活動登録者連絡会会長
委 員	中村 達子	障がい当事者及び家族

育てる喜び、育む **幸**せ。

南幌町

T O W N N A N P O R O

南幌町地域福祉計画
令和7年度～令和13年度

発行日/令和7年3月

発 行/北海道南幌町

〒069-0235 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

TEL 011-378-5888

FAX 011-378-5255

HPアドレス

<https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

E-mailアドレス nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp

編集／南幌町 保健福祉課